

函 館 港 自 主 ル ー ル

函館港を利用する船舶の安全及び利便性を確保することを目的として、平成17年から運用している函館港のびょう地指定等廃止に伴う自主ルールを見直し、函館港の安全・利用等に関わる関係者会議会員（別紙1（会員名簿））の総意により、令和2年9月18日に函館港自主ルールを制定する。

令和2年9月

函館港の安全・利用等に関わる関係者会議

1 錨泊に関するルール

(1) このルールにおいて使用する用語の定義

ア 各種船舶

港則法に基づく危険物を積載した船舶以外の船舶をいう。

イ 危険物積載船舶

港則法に基づく危険物を積載した船舶をいう。

(2) 錨泊船の港区

ア 各種船舶は、第二区、第三区および第六区とする。

イ 危険物積載船舶は、第四区および第六区とする。

※ 第五区には、原則、錨泊しないものとする。

(3) 錨地

ア 第二区、第三区および第四区の錨地（以下、「サークル」という。）を別紙2（函館港サークル配置図）のとおりとする。

イ サークルに錨泊可能な船舶については、次のとおりとする。

① Aサークル 全長 112m, 喫水 7.4m まで

② Bサークル 全長 172m, 喫水 10.8m まで

③ Cサークル 全長 148m, 喫水 9.9m まで

※BサークルおよびCサークルの両方を使用する場合は、全長 228m, 喫水 9.9m まで

ウ サークルに錨泊する船舶は、サークルの中心点に投錨し、船体がサークルの外に出ないようにする。

エ サークルを使用する場合は、補油、物資の補給および乗組員交代等の比較的静穏度の高い海域において行う必要のある作業に限るものとし、当該作業完了後は速やかに抜錨して第六区または港外に移動する。

また、サークルの使用時間は、概ね8時間以内を目安とする。

オ 第六区に錨泊する船舶は、状況に応じて任意の位置に錨泊する。

カ 各種船舶は、若松ふ頭岸壁に4万総トン級を超える客船が入出港する時間帯に別紙2（函館港サークル配置図）に示すBサークルおよびCサークルに錨泊しないものとする。

キ 荒天時（暴風警報、暴風雪警報発表時または発表が明らかな場合）の場合、500トン未満の各種船舶（目安）は、上記サークル以外で第二区および第三区の船舶通航帯および係留施設の付近等を除く他船に影響を及ぼさない海域において錨泊することができる。

(4) 錨泊の手順

ア 各種船舶

① 船舶または船舶代理店等（以下、「利用者」という。）は、函館海上保安部から電話（0138-42-5658）にてサークルに関する情報提供を受けたうえで、サークルを選定する。

② サークルを選定した利用者は、港湾管理者に別紙3（函館港サークル利用連絡票）により F A X（0138-26-2656）にて連絡する。

③ 利用するサークルが他の船舶と重複する場合は、当事者間で調整する。

④ 荒天時に500トン未満の各種船舶が上記（3）キに示す海域で錨泊する場合、利用者は錨泊位置を函館海上保安部に電話（0138-42-5658）にて連絡するとともに、港湾管理者に別紙3（函館港サークル利用連絡票）により F A X（0138-26-2656）にて連絡する。

イ 危険物積載船舶

危険物積載船舶は、港則法第22条に基づき、函館港長から停泊場所指定を受ける。

2 入出港時に関するルール

(1) このルールにおいて使用する用語の定義

ア 客船

クルーズ船をいう。

イ フェリー

函館と青森・大間間を定期運航するフェリーをいう。

ウ 一般船舶

上記アおよびイ以外の船舶をいう。

(2) 客船入出港時の運用基準

別紙4（客船入出港時における運用基準）のとおり。

水先人の乗船基準は、別紙4に記載の基準のほか、次のとおりとする。

- ① 総トン数5万トン以上または船長200m以上の客船は、水先人1名を乗船させること。
- ② 総トン数7万トン以上の客船は、水先人2名を乗船させること。
- ③ 総トン数3万トン以上で、函館港に初めて入出港する外国船籍の客船は、水先人1名を乗船させること。
- ④ 総トン数3万トン以上で、函館港での操船経験が無い船長が乗船する外国船籍の客船が入出港する際は、水先人1名を乗船させること。

なお、運用にあたり、関係者間で情報伝達を行う場合は、別紙5（情報連絡系統図）による。

(3) 行き会い調整

港湾管理者は、客船入港の年間スケジュールが決定次第、関係者に対して情報提供するとともに、遅くとも客船入港の3日前までに別紙6（客船入港のお知らせ）により関係者に対して周知および協力依頼を行う。

また、客船の船舶代理店等が入出港計画を立案する場合、フェリーの定時運航（入出港時刻）に配慮するものとし、フェリーが入出港する時刻に客船が入出港することのないよう、事前に客船の船社に要請する。

※フェリー運航時刻は、各社ホームページを参照

- ・津軽海峡フェリー <https://www.tsugarukaikyo.co.jp/>
- ・青函フェリー <http://www.seikan-ferry.co.jp/>

(4) 操船水域の確保

一般船舶は、若松ふ頭岸壁に4万総トン級を超える客船が入出港する時間帯に別紙2（函館港サークル配置図）に示すサークルBおよびサークルCに錨泊しないものとする。

(5) 入出港時間が急遽変更となる場合の対応

客船の船舶代理店は、客船の入出港時間が入港日当日に急遽変更となる場合、別紙5（情報連絡系統図）により、フェリー会社、船舶代理店等の関係者に電話等で連絡し、必要な調整を行う。

(6) 行き会いに関する航法（港則法による航法を含む。）

ア 入港時における行き会い船の航法

① 南航路までのアプローチ

- ・客船以外の船舶は、客船が函館港外の水先人乗船場所から南航路の西側海域に向けて北上した後、南航路に向けてアプローチしている場合、客船の進路を妨げないよう、同時入港および客船の追い越しはしないこと。
- ・客船を追い越す必要がある場合は、当該船舶間で連絡を取ったうえで行うこと。
- ・入港しようとする客船と出港しようとするフェリーおよび一般船舶が南航路内で行き会う可能性がある場合は、当該船舶間で連絡を取ったうえで、原則、客船は出港船を優先させ、南航路西側の安全な海域で待機する。

② 南航路

- ・客船以外の船舶は、南航路への入航が客船と重複しないよう、当該船舶間で連絡を取ったうえで、航路への入航を調整する。
- ・フェリーの出港時間が予定より遅れる場合、客船とフェリーの間で連絡を取ったうえで、両船は航路への入航を調整する。
- ・客船の入港時間が予定より遅れる場合、客船とフェリーの間で連絡を取ったうえで、客船はフェリーの出港後に入港する。

③ 南航路通過後、若松ふ頭岸壁または西ふ頭までの間

- ・離岸しようとする一般船舶は、入港中の客船と行き会うことのないよう離岸時間を調整する。
- ・客船と一般船舶が港内で行き会う場合は、当該船舶間で連絡を取ったうえで、両船は原則、左舷対左舷で安全に行き会うものとする。
- ・客船に続いて入港しようとする一般船舶は、客船を追い越さないこと。

イ 出港時における行き会い 船の航法

① 若松ふ頭岸壁または西ふ頭から南航路までの間

- ・一般船舶が入港中、離岸しようとする客船は、一般船舶と行き会うことのないよう離岸時間を調整する。
- ・客船と一般船舶が港内で行き会う場合は、当該船舶間で連絡を取ったうえで、両船は原則、左舷対左舷で安全に行き会うものとする。
- ・客船に続いて出港しようとする一般船舶は、客船の進路を妨げないよう、同時出港および客船の追い越しはしないこと。

② 南航路

- ・客船以外の船舶は、南航路への入航が客船と重複しないよう、当該船舶間で連絡を取ったうえで、航路への入航を調整する。
- ・出港しようとする客船と入港しようとするフェリーおよび一般船舶が南航路内で行き会う可能性がある場合は、当該船舶間で連絡を取ったうえで、原則、フェリーおよび一般船舶は南航路西側の安全な海域で待機する。
- ・フェリーの入港時間が予定より遅れる場合、客船とフェリーの間で連絡を取ったうえで、原則、客船の出港を優先させ、フェリーは南航路西側の安全な海域で待機する。
- ・客船の出港時間が予定より遅れる場合、客船とフェリーの間で連絡を取ったうえで、客船は港内の安全な海域で待機し、フェリーの入港後に出港する。

この函館港自主ルールは、令和2年9月26日から運用する。

附 則

令和3年3月18日 一部改正（錨泊に関するルール、荒天時における錨泊時の連絡方法の追記ほか）

附 則

令和5年4月 1日 一部改正（客船入出港時における運用基準の改正ほか）

附 則

令和7年2月19日 一部改正（入出港時に関するルールの改正ほか）

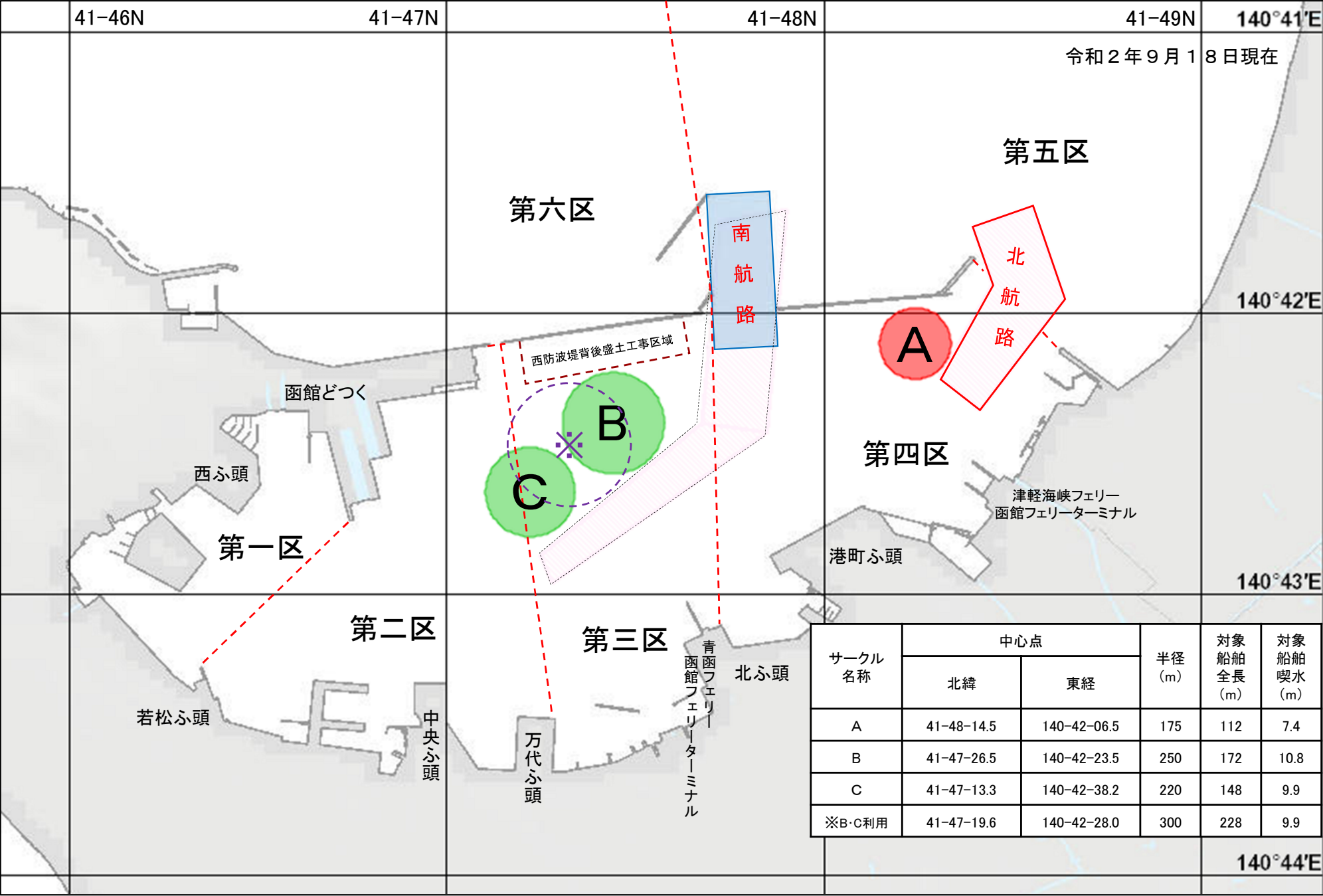
函館港の安全・利用等に関わる関係者会議 会員名簿

(順不同)

番号	会 員 名
1	青函フェリー株式会社
2	共同通船株式会社
3	昭和日タンマリタイム株式会社
4	津軽海峡フェリー株式会社
5	日本通運株式会社函館支店
6	函館海運株式会社
7	函館丸和港運株式会社
8	函館ポートサービス株式会社
9	株式会社函館国際貿易センター
10	株式会社富士サルベージ
11	北斗興業株式会社
12	函館市漁業協同組合
13	上磯郡漁業協同組合
14	函館水先区水先人会
15	株式会社マルカツ興産
16	函館どつく株式会社
17	北日本石油株式会社函館販売支店
18	協和石油株式会社
19	道南石油株式会社
20	北海道エネルギー株式会社道南支店
21	北海道海運株式会社
22	株式会社栗林商会
23	全日本海員組合道南支部
24	函館税関
25	小樽検疫所函館出張所
26	札幌出入国在留管理局函館出張所
27	北海道漁業調整事務所
28	海上自衛隊函館基地隊
29	函館少年刑務所
30	北海道水産林務部
31	北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
32	函館方面函館西警察署
33	北海道大学
34	函館水産試験場
35	北海道運輸局函館運輸支局
36	第一管区海上保安本部函館海上保安部
37	北海道開発局函館開発建設部
38	北海道渡島総合振興局産業振興部
39	北斗市経済部
40	函館市港湾空港部

函館港サークル配置図

(別紙 2)



令和 年 月 日

函館市港湾空港部管理課 御中
(FAX 番号 0138-26-2656)

利用者 (会社名)
 ○○○○株式会社
 担当者 ○○ ○○
 連絡先

函館港サークル利用連絡票

利用目的 (該当番号を○で囲む)	1 燃料補給のため 2 物資補給のため 3 乗組員交代のため 4 その他 ()
利用期間	令和 年 月 日 () 午前・後 時 分 から 午前・後 時 分 まで
利用サークル (該当サークルを○で囲む)	Aサークル (危険物積載船舶) Bサークル・Cサークル・B・Cサークル (各種船舶)
船舶名称 (総トン数)	第・・○○○丸 (・・・・GT)
船舶要目	全長・・・ m、喫水・・・ m
連絡先 (船舶電話または携帯電話)	 (船舶電話) 又は (携帯電話)
備考	

※注意事項

- 1 利用内容に変更が生じた場合には、速やかに本票を函館市港湾空港部管理課 (FAX 番号 0138-26-2656) に再送付して下さい。
- 2 荒天時に 500 トン未満の各種船舶が第二区および第三区において錨泊する場合には、錨泊位置を備考欄に記載して下さい。(緯度、経度がわかる場合)

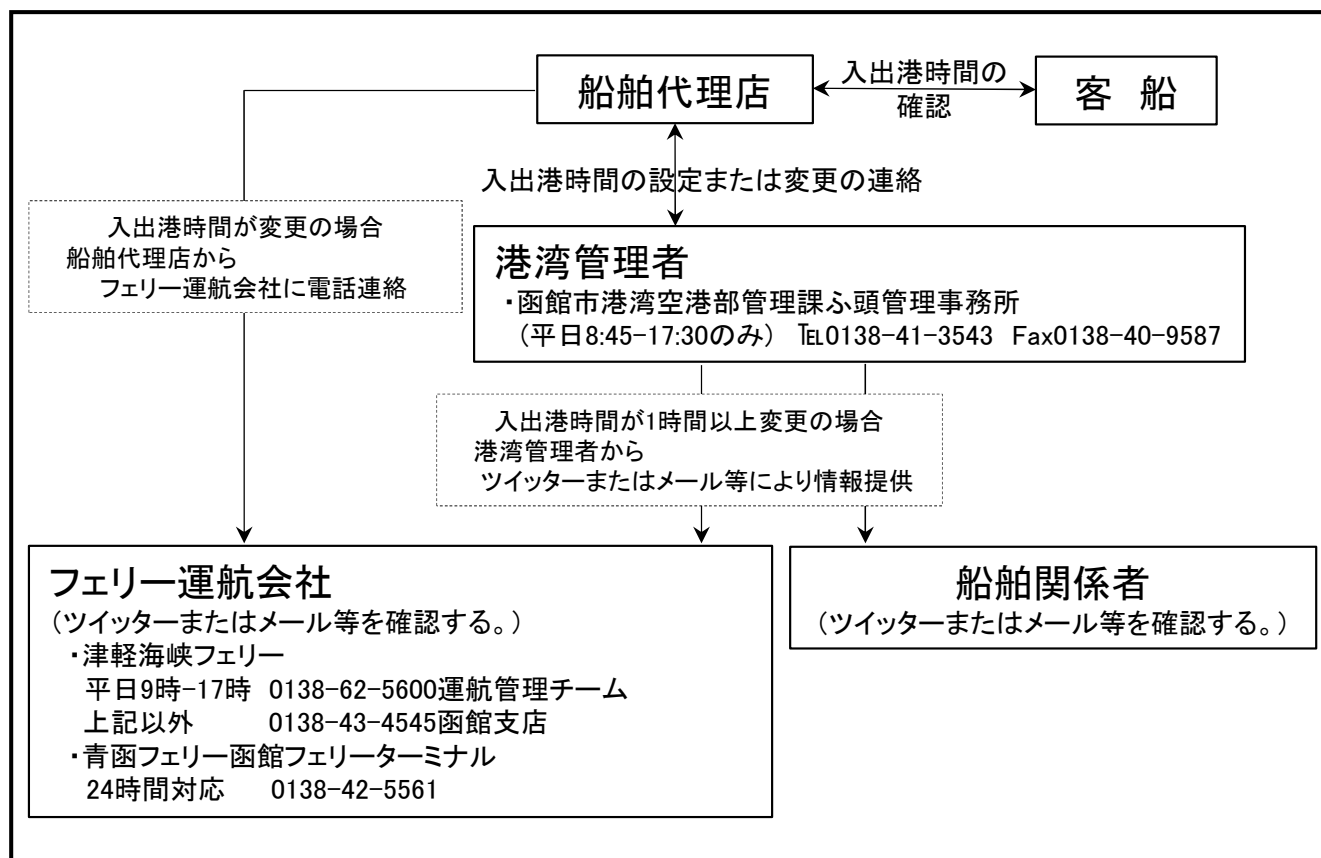
客船入出港時における運用基準

項 目	条件・運用等	
	若松ふ頭	港町ふ頭
対象船舶	11 万総トン級	16 万総トン級
喫 水	9.0m以下	12.7m以下 (A岸壁) 10.9m以下 (B岸壁)
接岸速度	11cm/s 以下	8cm/s 以下
着岸舷	入船右舷着岸を基本とする。	両舷着岸可能とする。
係留限界風速	平均風速 11m/s 以下	平均風速 14m/s 以下
風 速	平均風速 10m/s 以下	
波 高	港外波高 1.0m 以下	
視 程	1,000m 以上	
入出港時間	入港は、日出から日没前までとする。 夜間の出港は可能とする。	
曳船配備	必要に応じて曳船を配備する。※1	
水先人の乗船	入出港においては、函館港の航行環境および水域環境を熟知した水先人を乗船させる。	
緊急離棧	係留限界風速が基準を超えると予想されるときは、入出港時における運用基準の範囲内で速やかに離棧する。	
余裕水深の確保	大型客船は港内の操船水域における水深に対して、喫水の 10%以上の余裕水深を確保すること。	

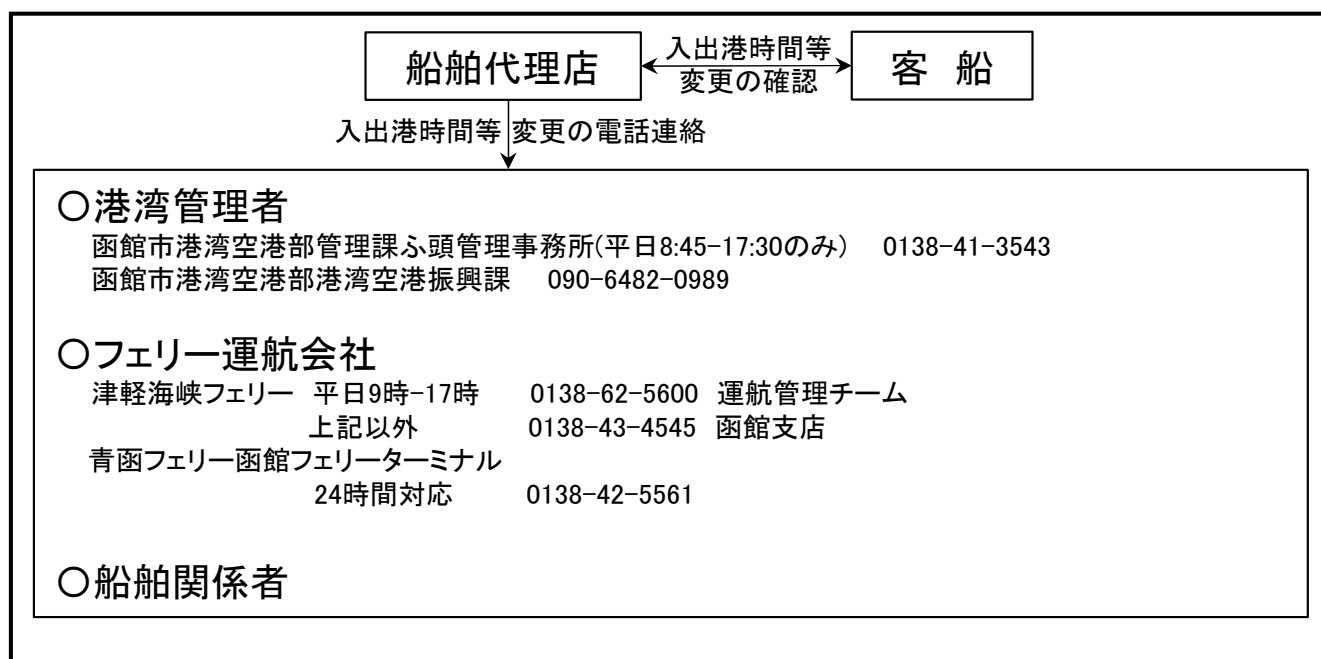
※1 必要に応じて警戒船やマーカー船を配備する。

情報連絡系統図

ケース1: 入出港時間の設定または変更



ケース2: 急を要する入出港時間等の変更



港町ふ頭への客船入港のお知らせ

クルーズ客船「Hakodate maru」が
次の日程で函館港に入港します。

＊岸 壁： 函館港 港町ふ頭岸壁

＊入出港予定： 令和2年11月3日(火)

10:00着岸

19:00離岸

**すべての船舶および関係者は、「函館港自主ルール」
(アドレス:<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020090100013/>)に定める事項に基づき、客船入出港
時の安全確保にご協力いただきますようお願いいたします。**

なお、入出港に1時間以上の変更が生じる場合等は、
原則として、下記X(旧ツイッター)上でお知らせしますの
で、船舶の航行を予定している方は随時ご確認ください。
(X(旧ツイッター)はアカウントが無くても閲覧可能です。)



◎X(旧ツイッター)名： 函館港クルーズ客船入出港情報

◎アドレス： https://x.com/hakodate_cruise

Hakodate maru

主要諸元

総トン数:120,00GT

全 長:290.0m

全 幅:38.0m

喫 水:9.0m

X(旧ツイッター)でお知らせしていない、当日における詳細な情報は、下記までお問い合わせ願います。

○函館市港湾空港部

(ふ頭管理事務所) TEL 0138-41-3543

○・・・株式会社 TEL 0138-・・・